

委託契約における特命随意契約の結果について

No.	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
1	令和3年度認可外保育施設等給付システムデータ移行業務	R3.10.1	日本事務器株式会社 神戸支店	4,984,100	認可外保育施設等給付システムは日本事務器（株）神戸支店とサーバ・ソフトウェア共に保守契約をしており、再委託先の所有する認可外保育施設等給付システムのパッケージソフト「こあら」「ひっじ」を使用している。他社へ委託した場合には本システムについての技術・知識が十分ではなく、当市が求める業務内容を達成することは困難である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保振興課 (TEL：322-6534)
2	こべっこウェルカムプレゼント事業の対象者データ抽出ソフトウェア作成業務	R3.10.6	日本電気株式会社	2,937,000	住民記録システムは、日本電気(株)が開発したものであり、保守業務についても日本電気(株)が行っている。本業務は、住民記録システムの機能拡張に当たる為、正確性と保守性の担保、調査工数の圧縮による費用削減の観点から、現在保守業務を担っている当該業者に委託することが適切である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 こども未来課 (TEL：322-6213)
3	神戸市訪問型産後ケア事業	R3.11.1	一般社団法人 兵庫県助産師会	2,500,000	兵庫県助産師会は、県内に居住または勤務する助産師が多く所属している職能団体であり、従来から地域の子育て支援を積極的に行っている。産後1年未満の母子を対象とする本事業内容については、専門的知識及び技術を提供することができる助産師の確保が必要不可欠であるが、全市で助産師の派遣を安定的に実施できる団体は他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)

委託契約における特命随意契約の結果について

4	幼稚園教諭等の処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件適用に向けた現状調査等業務	R3. 11. 8	神戸市私立幼稚園連盟	1, 700, 000	本業務の履行にあたっては、市内の私立幼稚園の研修に関する実態を熟知している必要がある。研修実施実績が豊富で、かつ、市内の全私立幼稚園（幼稚園由来の認定こども園を含む）が加盟し、その実態を熟知している神戸市私立幼稚園連盟に委託することが最適と判断するためである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保振興課 (TEL : 322-5216)
5	聴覚障害児支援中核機能モデル事業	R4. 1. 4	神戸市立医療センター中央市民病院	3, 265, 000	本事業は、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、医療・保健・福祉・教育が連携し、乳児期の早い段階で聴覚障害を発見し、適切な医療機関・支援機関に確実につなぎ、聴覚障害児への切れ目のない支援体制を構築することを目的としている。 令和3年4月に、難聴の手術やリハビリテーション、教育との連携、臨床研究を通じて人工内耳小児や高齢難聴者の支援を担う「総合聴覚センター」が神戸市立医療センター中央市民病院内に設立されており、当事業に最適な事業者は他にないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 322-6846)
6	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業業務委託	R3. 12. 8	パーソルテンプスタッフ株式会社	95, 796, 836	本給付金については、国より中学生以下の児童については、「児童手当等の情報を活用し年内に支給」、申請を要する給付についても「可能な限り速やかに支給すること」とされており、本市においても早急に給付を行う必要があるため、特命随意契約により契約を行う。 パーソルテンプスタッフ株式会社には、現在「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の業務委託を行っており、給付金業務に十分なノウハウを有していること、また、既に開設済のコールセンターを活用することで効率的に業務を図れるため、本業務についても迅速かつ正確な事務処理が期待できるため、同社に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 322-4824)
7	令和3年度子育てへの臨時特別給付金支給業務における福祉情報システム対応	R3. 12. 15	株式会社野村総合研究所	23, 413, 500	神戸市福祉情報システムは株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続いて保守管理業務を行っている。児童手当及び児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、同社に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 322-4824)

委託契約における特命随意契約の結果について

8	特定医療費（小慢・未熟児）支給システム 小慢データベース連携対応改修業務委託契約	R4. 3. 28	日本コンピューター株式会社	1,936,000	本システムは日本コンピューター(株)が既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしており、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6513)
9	令和4年度児童手当制度改正に伴う福祉情報システムの改修業務	R3. 11. 16	株式会社 野村総合研究所	34,031,250	神戸市福祉情報システムは株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続いて保守管理業務を行っている。児童手当及び児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、同社に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-4824)
10	要保護児童等に関する情報共有システム対応にかかる児童相談システム改修業務	R4. 1. 13	富士ジャパン株式会社	3,300,000	委託候補事業者は、神戸市児童相談システムの構築事業者であり、令和4年度において運用保守業務を担う事業者である。 改修にあたり、既存システムとの連携が必要不可欠であり、本システムに関する知識・ノウハウを十分に有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、当該事業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-5211)